

ユネスコ「科学者改訂勧告」 日本にとっての意義とは 丹生淳郷 科学は公共の財産 国に「学問の自由」守るよう明記

1974年の第18回ユネスコ総会で「科学研究者の地位に関する勧告」（旧勧告）が採択されてから半世紀余りがたちました。旧勧告は、科学が人類の平和と福祉の増進に資するという本来の役割に貢献するために、科学研究者には固有かつ重大な社会的責任があり、その責任を負うにふさわしい諸権利の保障を目的として制定されました。

ユネスコは、旧勧告を現代の倫理及び規制上の課題を反映するよう改訂すべきだと決定し、4年間の検討を経て、2017年の第39回総会で、タイトルも一新した「科学及び科学研究者に関する勧告」（改訂勧告）を採択しました。政府による積極的な普及と受け入れが望まれます。

多岐にわたる改訂勧告の内容のうち、日本の現状に照らし、「学問研究の自由」と「軍事研究と研究者の責任」に絞り紹介します。

6人の任命拒否 国際合意を無視

改訂勧告前文に「科学が公共の財産として重要な価値を持つ」という文言が盛り込まれたことは、特筆すべきでしょう。前文は、科学は、教育的・文化的・知的な豊かさをもたらし、社会的な問題の解決に貢献する重要な役割を持つ公共の財産であり、だからこそ科学の健全な発展のために「学問の自由」が保障されなければならないと述べています。これを重く受け止めなければなりません。

さらに、「学問の自由」については、「知的自由の精神に基づいて科学的真理を見るがままに追求、解釈し、及び主張すること。知的自由には、独立した判断に対する不当な影響からの保護を含めるべきである」（第4章「研究における権利及び責任」）と規定されています。後段部分は改訂で新たに付加された文章です。勧告が、加盟国に不当な干渉から学問の自由を守る措置を求めていることは、日本国憲法第23条「学問の自由」の普遍性を示すものとして注目されます。

2015年に発足した防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に対し、日本学術会議が2017年「軍事的安全保障研究に関する声明」（新声明）を出しました。新声明は過去2度の「戦争・軍事を目的とする科学研究は行わない」とする学術会議声明の継承と共に、制度は、研究活動に対する政府の介入によ

り学術の健全な発展が損なわれる懸念があると指摘しています。この声明以降、同制度への大学・研究機関の応募が激減しました。危機感を持った菅政権は、第25期学術会議会員候補のうち、**政府の違憲的政策に批判的見解を表明してきたとされる6人の任命を拒否**しました。憲法が規定する学問の自由を侵害するだけでなく、公共財としての科学の本質が学問の自由に依拠するという国際的な合意を無視するもので、厳しく批判されなければなりません。

良心に従い報告 懲罰からは保護

特筆すべきは、改訂勧告が「**研究の倫理的・人道的・科学的・社会的・生態学的価値について、自由かつ公然と意見を表明すること。科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合、又は『軍民両用』(Dual use)に当たる場合には、科学研究者は良心に従って当該事業から身を引く権利と、その懸念について自由に意見を表明し、報告する権利及び責任を有する**」としていることです。

旧勧告「人道的、社会的および生態学的な価値について自由に意見を表明し、最後の手段として当該研究から身を引くこと」よりも積極的な権利及び責任を明記しました。

文科省仮訳は「Dual use」を、従来広く用いられてきた「両義性」や「二重使用」など、本来の意味を曖昧にする訳語ではなく、はっきり「軍民両用」と翻訳しました。これにより、革新的民生技術を防衛分野に取り込むという「安全保障技術研究推進制度」の意図がより理解しやすくなっています。

このような科学研究者の権利と責任を保障するために、**勧告は加盟国に「責任の遂行及び行使を容易にし、並びに懲罰から保護することを確保する」よう求めています。同時に、「指導者・機関は、研究者と同等の責任を負い、責任の遂行及び権利の行使を容易にすることを確保」**するよう求めています。これらの条項は、研究者や所属機関が防衛装備庁の「軍民両用」を標榜（ひょうぼう）した軍学共同研究に対応する際にも重要な指針となることでしょう。

にう・きよさと 1944年生まれ。薬学博士。日本科学者会議科学者の権利問題委員会

(Akahata 2021.6.8 引用)